

国民年金のお知らせ

◎国民年金保険料免除制度について

収入の減少や失業により国民年金保険料を納付することが難しい時、保険料の全額又は一部の支払いを免除することができます。

◎免除を受けるための条件とは？

所得額が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額より下回っている場合、又は失業等により保険料を納めることが困難の方が対象です。

◎免除金額

免除が承認されると、前年所得をもとに保険料免除額が「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」のいずれかとなります。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
保険料 (本人負担額)	0円	4,090円	8,170円	12,260円

◎申請について

申請を希望する方は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を記入し、役場町民課又は年金事務所に提出してください。書類は町民課窓口・日本年金機構ホームページにあります。

◎申請時に必要なもの

- ・印鑑
- ・雇用保険被保険者離職票の写し（失業された方のみ）

◎承認について

申請後、日本年金機構で書類を審査し、承認の有無を決定します。決定後、日本年金機構から本人へ通知文書を送付いたします。

◎納付猶予

20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合、保険料納付を猶予することもできます。

学生納付特例

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

☆対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の過程のある学校）に在籍する学生で、本人の前年所得が基準以下の方が対象です。

☆申請について

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に記載していただき、役場町民課・年金事務所に提出してください。提出する際は、学生証など学生であることを証明するものが必要です。

※注意事項

保険料を未納のままにしていると、将来の「老齢基礎年金」、障害や死亡といった予測不可能の事態が生じた時の「遺族基礎年金」や「障害基礎年金」を受け取ることができなくなります。

☆国民年金障害基礎年金受給者所得状況届提出について

20歳前の傷病により障害基礎年金を受給している方を対象に、日本年金機構から所得状況届が送付されます。7月31日までに役場町民課へ必ず提出してください。

■お問い合わせ先

町民課年金係
 ☎ 47-4681
 函館年金事務所
 ☎ 0138-8218001